

後期高齢者にかかる医療費通知の交付について

【このようなときに請求できます】

- ・「医療費のお知らせ」ハガキを紛失した。
- ・確定申告の医療費控除に使用するため、年間の医療費総額が知りたい。 など

【申請方法及び申請できる方】

申請は必要書類を広域連合へ直接持参または郵送で行えます。

※申請する日の属する年から過去5年分まで（令和7年に申請する場合は、令和2年分まで）は、各市町村後期高齢者担当課で申請・交付可能（ただし、交付は申請日の翌日以降）

申請できる方は、①本人、②本人の成年後見人、③本人が委任した任意代理人、④（本人死亡の場合）遺族等です。

【必要書類等】

- ・医療費通知交付申請書（広域連合HPまたは市町村後期高齢者医療担当課で入手）
- ・申請者の身分証の写し（被保険者証、マイナンバーカード、資格確認書、運転免許証など）
※窓口来庁の場合は原本持参

- ・返信用封筒

※郵送で申請する場合のみ必要です。

返信用の切手を貼り、申請者の住所・氏名をご記入ください。

切手：長3封筒の場合 50g まで 110 円。料金が不足する場合は、「料金不足分受取人払い」と記載し、お送りします。

- ・本人との関係が分かる公的機関の発行した書類

※成年後見人や遺族（本人死亡の場合）などが申請する場合のみ必要です。

本人と申請者（子等）が同籍している戸籍謄本など、本人及び申請者の氏名・生年月日・続柄が確認できる書類が必要です。

例：成年後見人 → 登記事項証明書

配偶者及び親族 → 戸籍謄本または改製原戸籍謄本、法定相続情報一覧図

- ・委任状（医療費通知交付申請書内の委任状欄に記入）

※任意代理人が申請する場合に必要です。

- ・委任者本人に対してのみ発行される書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）

※任意代理人が申請する場合に必要です。

《注意》

申請する日の属する年から過去5年より前のもの（令和7年に申請する場合は、令和元年以前分）は、申請手続きが異なりますので、事前にお問い合わせください（総務課：098-963-8011）

【申請先】

〒904-1192 うるま市石川石崎1丁目1番 3階
沖縄県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健事業グループ
TEL：098-963-8013

【その他】

- ・診療などの情報が広域連合に届くのは、診療した月の翌々月になります。
そのため、医療費通知が発行できるのは、おおむね2か月前のものまでです。
また、診療情報が届くのは毎月10日前後です。

例：令和6年12月分の医療費通知→令和7年2月中旬ごろから発行可能

- ・郵送の場合、広域連合で申請を受理後、到着まで一週間程度かかります。
※確定申告前は申請が増加するため、上記より数日要する場合があります。
- ・令和3年分確定申告（※令和3年分は令和3年9月～12月診療分が取得可能）から、マイナポータルを通じてe-Taxに連携し確定申告を行うことが可能になりました。
詳しくは、国税庁HP「[マイナポータル連携特設ページ](#)」をご確認ください。